

中山間地における地域福祉型移動販売確立に関する考察

岡山県におけるアンケート調査から

誌名	農村生活研究 = Journal of the Rural Life Society of Japan
ISSN	05495202
著者名	小坂田,稔 佐藤,豊信 駄田井,久
発行元	日本農村生活研究会
巻/号	473-4号
巻号補足	
掲載ページ	p. 51-61
発行年月	2004年6月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター

Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



中山間地における地域福祉型移動販売確立に関する考察

——岡山県におけるアンケート調査から——

小坂田 稔*・佐藤 豊信**・駄田井 久***

An Examination of Community Welfare-type Mobile Shopping Services in Hilly and Mountainous Areas:

—— A Questionnaire Investigation of Okayama Prefecture ——

Minoru Osakada, Toyonobu Sato, Hisashi Datai

Mobile shopping services fulfill the very important role of providing daily necessities to elderly people who live in hilly and mountainous areas. However, there are several factors which make it difficult for service providers to continue operating this service, such as tough management conditions and the service providers' own aging.

Given these situations, we think that mobile shopping services should be operated by welfare organizations as an official system for hilly and mountainous areas. It would be necessary for organizations to develop the service as a "community welfare-type mobile shopping service" with two kinds of activities: a "welfare type mobile shopping service" and a "welfare salon-type mobile shopping service".

Using questionnaires, we surveyed the local administration in towns and villages in Okayama prefecture where the proportion of elderly people is particularly marked, as well as the Okayama consumer's cooperative union, to ascertain a suitable welfare organization to provide this service. The results of our analysis revealed that the people in charge of the various administrations thought that the consumer's cooperative union would be the most suitable and trustworthy organization to operate the "community welfare-type mobile shopping service".

In this paper, we examine methods of establishing "community welfare-type mobile shopping services" by entrusting this responsibility to the consumer's cooperative union, and the actual execution of these services.

[キーワード]

地域福祉型移動販売 a community welfare-type mobile shopping service

1. はじめに

人口の高齢化と減少が急速に進む中山間地で

は、地域の商店が減少・消滅しており、特に移動手段を持たない高齢者にとっては、日常生活用品を購入・確保していくことが難しくなっている。このような中山間地において、日常生活用品を提供していく上で重要な役割を果たしているのが移

動販売である¹。しかし、業者自身の高齢化や厳しい経営状況等のため業者だけの努力では継続実施が極めて厳しい状況となっている。このため、筆者達は、これまでの研究において、中山間地においては、移動販売を新たな公共サービス―「地域福祉型移動販売」として事業化していくことが必要であることを明らかにした²。

本稿では、これまでの研究を踏まえ、岡山県下の特に高齢化の進んだ（高齢化率25%以上）町村行政および生活協同組合（以下、生協とする）を対象に実施した調査結果の分析を通して、地域福祉型移動販売の具体的な実施・確立のあり方について考察する。

2. 調査の対象および方法

①岡山県下の高齢化率25%以上の町村役場（52カ所）を対象に、郵送調査法による実施。

②岡山県内単位生協を代表して、生協岡山県本部（岡山県生活協同組合連合会）への郵送調査法による実施。

調査の実施は、いずれも2002年11月より約1ヶ月間、町村役場の回答数及び回答率は、36町村役場・69.2%であった。また本調査実施後、町村役場については、コンジョイント分析のための補足調査を実施した。

3. 各町村の状況

(1) 高齢化の状況

回答のあった36町村の高齢化状況は、高齢化率「30-35%」の町村が18町村（50%）と半数を占めている。次いで「25-30%未満」（12町村・33%）、「35-40%未満」（4町村・11%）となっており、「40%以上」も2町村あり、高齢化のかなり進んだ町村が多い。

(2) 町村・集落内の商店推移状況

36町村の過去10年間における商店数の推移状況をみると、「やや減少」が20町村（55%）と最も多く、「かなり減少」（11町村・31%）と合わせる

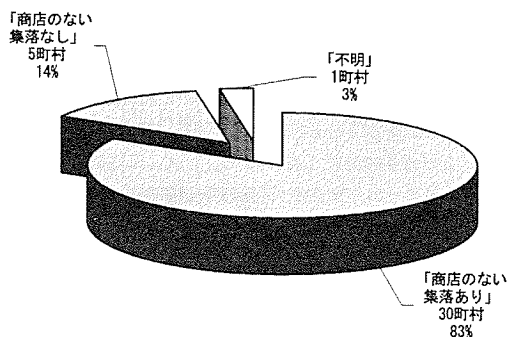


図1 商店のない集落の有無別状況

出所：アンケート調査（2002年11月実施）より。

と、約9割の町村で商店数の減少がみられる。また、「商店のない集落」のある町村が30町村（83%）あり、商店数が減少し、商店が1軒もない集落が増加している。さらにこれらの町村の内、「全集落に占める商店のない集落の割合」をみると、商店のない集落が「70%-80%」とほとんどの集落に商店がないという町村が11町村（36.7%）もあり、「50%-70%未満」（7町村・19.4%）と合わせると約6割の町村で、半数以上の集落に商店がないという状況となっており（図1）、多くの集落で日常生活用品の購入を地域内で行うことが難しい状況となっている。

(3) 移動販売の状況

このように地域から商店が減少し、商店が1軒もないという中山間地の状況において、ここで生活する人々（特に高齢者）が、日常生活用品を購入・確保していく上で大きな役割を果たしているのが移動販売である。こうした移動販売の状況を見ると、32町村（89%）とほとんどの町村で移動販売業者がみられる。しかし、その数は、「1-3業者」という町村が最も多く（18町村・51%）、多くの町村で限られた移動販売業者による取り組みとなっている。しかもこうした業者の多くが、「1. はじめに」で述べたように高齢かつ厳しい経営状況にあり、業者だけの努力では、今後の安定的・継続的（長期的）な取り組みは限界状況にある³。また移動販売業者数を把握していない町村も4町村（11%）あり、アンケートに回答のなかった町村とも合わせて、町村によってはこの間

題に対する関心がまだ希薄であることがうかがえる。

(4) 日常生活用品確保問題の状況

こうした状況において、21町村（58%）と半数以上が、日常生活用品確保の問題が「ある」との認識を示しており、特に移動手段を持たない高齢者（ひとり暮らし、高齢者のみ世帯）にとって大きな生活問題となってきた。また、移動販売業者が「ない」と回答した3町村の状況をみると、高齢化率が高く、商店がない集落がほとんどという状態である。このため、移動手段を持たない高齢者を多く抱え、店舗販売を補う移動販売もないこうした町村では、他の町村よりさらに日常生活用品確保に大きな問題を抱えている。

(5) 移動販売に対する町村行政の認識状況

地域内商店の減少や商店が1軒もない集落の増加等により日常生活用品確保が新たな生活問題となってきた現在、町村行政の移動販売についての認識をみると、29町村（80%）が、今後「重要になる」と回答し、「重要とはならない」はわずか2町村である。このように多くの町村が、今後移動販売が重要になると考えている。しかし、先に述べたように、業者だけの努力では、安定的・継続的（長期的）な取り組みには限界があり、公的制度としての移動販売、つまり移動販売の福祉サービス化を図っていくことが必要といえる。

そうした施策として筆者達は、中山間地で生活している高齢者の生活実態や移動販売業者の活動実態を踏まえた新たな形の移動販売として、「地域福祉型移動販売」を開発していくことを提示した。この新たな移動販売は、地域福祉の観点から、話し相手や安否確認などの福祉的役割を加味させた「福祉型移動販売」と、「閉じこもり」「孤独」を予防していく「福祉サロン型移動販売」の2つの活動内容を持つものである。

この2つの型の移動販売のうち、生活支援型である「福祉型移動販売」について、半数以上の町村（19町村・52%）が「いずれ必要」としており、「今すぐ必要」と考えている町村も10町村（28%）と約3割あり、これらを合わせて8割の町村が「福祉型移動販売」を「必要」と考えている。（図

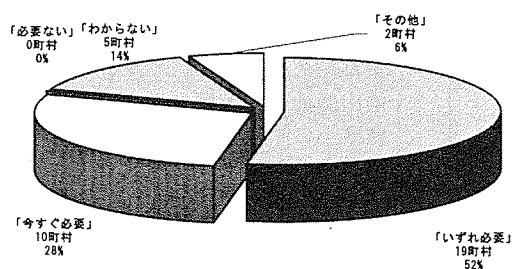


図2 福祉型移動販売の必要性

出所：図1と同じ。

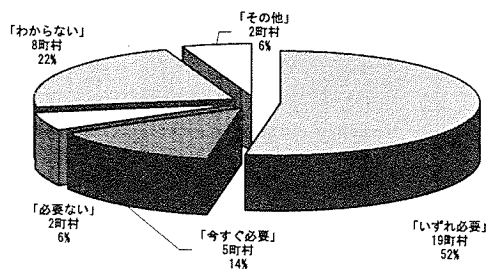


図3 福祉サロン型移動販売の必要性

出所：図1と同じ。

2) また介護予防型である「福祉サロン型移動販売」については、半数以上の町村（19町村・52%）が「いずれ必要」としており、「今すぐ必要」と考えている町村も5町村（14%）あり、これらを合わせて約7割の町村が「福祉サロン型移動販売」についても「必要」と考えている。（図3）

このように福祉型移動販売・福祉サロン型移動販売という「地域福祉型移動販売」について、多くの町村がその必要性を感じている（表1）。また具体的にこれを町村の福祉施策のサービスとして位置付け、制度化していくことについては、その「考えはない」町村が14町村（39%）あったが、「今後検討したい」町村が20町村（55%）あり、半数以上の町村が制度化に向けて検討の意向を示している。

この地域福祉型移動販売の内容の多くは、介護予防事業や外出支援サービスなどを事業内容とし

表1 福祉型・福祉サロン型移動販売の必要理由

○福祉型移動販売の必要理由

- ・中山間地の一人暮らしは、日常生活用品(食料品)が手に入らず、栄養状態も悪く、健康上の問題が多く発生している。
- ・業者などの公平性を図っていく問題も生じるが、無店舗地区については必要かつ重要な問題である。
- ・食料品の確保が難しいため、限られた食材による偏りのある食生活により病気や要介護になるなどの状況が見受けられる。今後、町内商店で移動販売を行っている業者を調査、集約し、情報提供や移動販売に取り組んでもらえるかどうかを尋ねるアンケートなどを考えてみたいと思う。
- ・以前は移動販売業者があったが今はなく、高齢者は大変困っている状態である。安否確認などの意味もあり必要と思う。
- ・大規模商店に圧され、また後継者不足のため、各集落の商店がどんどんなくなっていく一方で利用者も高齢化が進んでいる。またバスなどの公共交通機関も縮減が進み、高齢者の日常生活品(特に食料品)確保への対応は急務になりつつある。
- ・生活に必要な物の確保と安否確認も含めて必要と思う。若い人が減り、車で買い物に行く元気もなくなってしまっている。
- ・近所の人の助けを借りて購入に出かけたりしているが、基本的な解決になっていない。ますます高齢化が進む中、長年住み慣れた地域で安心して暮らすためにも、安定した基盤整備が必要。
- ・商店が減少していくのは目に見えており、ぜひ必要。

○福祉サロン型移動販売の必要理由

- ・外出の機会づくりと日用品確保が同時にできれば一石二鳥であり、訪問販売などの悪徳商法の予防にもつながる。
- ・当町では「ふれあいサロン」の取り組みが不十分であり、福祉サロン型移動販売をその方法の一つとして考えてみるべきと思う。
- ・高齢者に外出の機会をつくるとともに気晴らしの場が必要。
- ・高齢者の孤独や孤立化を防ぐためにも必要。
- ・ただ単なる販売だけではなく、高齢者が地域参加できたり、地域住民がボランティアとして関わることにより、地域の交流、活性化が図られ、あたたかな地域づくりにつながり、意義がある。
- ・ある地域では、小さな日常雑貨店に卸し屋が商品を持って来る日は、その集落の高齢者がその店に買い物に出て話をする大切な交流の場となっており、こうした取り組みが求められている。
- ・生きがいデイ、ミニデイの取り組みは現在行っており、これに移動販売をセットしていくことは可能であり、具体的な方法の検討が必要。

出所：アンケート調査（2002年11月実施）の主な自由記述内容より。

た国の「介護予防・地域支え合い事業」⁴⁾と重なるものが多くあるため、この事業での制度化が可能と考えられる。地域福祉型移動販売をこの事業の一つに位置付けた場合、1事業者当たりへの町村の年間負担額は42万円と試算される⁵⁾。

この負担額による取り組みの可能性については、「この程度なら可能」が14町村（39%）と最

も多く、「委託先が少なければ可能」（6町村・17%）と合わせると約6割・20町村が「取り組み可能」と考えている。さらにこれら20町村全てが、地域福祉型移動販売を「今後検討したい」と回答し、今後の制度化に向けて前向きな姿勢を示している。このことから、該当町村が地域福祉型移動販売に取り組んでいくことの可能性は高いと考え

られる。これを単に可能性にとどめず、具体的な事業実施につなげていくためには、今後いかに制度化に向けての方法を示し、そのための条件整備を図ることができるかが重要といえる。

4. 地域福祉型移動販売事業委託実施の最適モデル

こうした地域福祉型移動販売を町村行政が実施する方法としては、行政自らが直接取り組んでいく方法と委託事業として取り組んでいく方法が考えられる。本事業については、福祉的性格と商業的（経営）性格の両方を持っており、特に後者の性格から民間への委託事業としての取り組みがより効果的と考えられる。

では、町村行政が、実際に委託事業として地域福祉型移動販売事業に取り組む場合、どのようなあり方が考えられるのか。その具体的な方法をみしてみる。

(1) 行政から見る事業の委託先

本事業を実施する場合の事業委託先としては、第1位には、社会福祉協議会、生協、JAが上げられているが、第3位までのトータルでみると、既存移動販売業者を含めてほぼ同じと思われる（表2）。

表2 事業の委託先

事業委託先	1位	2位	3位
既存移動販売業者	5	9	8
J A	8	8	10
生活協同組合	9	8	5
社会福祉協議会	10	5	8
高齢者協同組合	0	3	4
その他(商工会等)	3	2	0

注：無回答1。

出所：アンケート調査（2002年11月実施）より。

(2) 事業化への必要条件

移動販売を地域福祉型移動販売事業として具体的に実施していくための必要条件としては、「協力先の確保」が14町村（39%）と最も多く、次に「国・県の財政措置」、「利用者数の見込み」となっており、財源の問題よりもむしろ協力先の確保を優先条件と考えている。

(3) 町村委託可能金額

本事業協力先への町村行政からの委託可能な金額（年額）をみると、第1位では、「20～30万円」、「50万円」、「80万円」、「40万円」の順であるが、

3位までの数でみると、「50万円」、「40万円」、「20～30万円」となっている。全体的には、「60万円」「80万円」、「90万円」、「100万円」と予想以上の高額な委託可能額を上げた町村もあり、注目される（表3）。

表3 町村の委託可能金額

委託可能額	1位	2位	3位
20～30万円	14	4	4
40万円	3	19	1
50万円	6	0	22
60万円	0	5	2
80万円	6	0	2
90万円	0	3	0
100万円	2	0	0
その他	3	0	0

注：無回答2。

出所：表2に同じ。

(4) 最適委託事業実施例

——コンジョイント分析結果から——

こうした結果を基に16種類のプロファイル（事業委託例）（表4）を作り、町村担当者より順位回答を得た結果をコンジョイント分析⁶⁾にかけた。その結果、事業委託先としては、生協が最も望ましいとされ、次にJA、業者となっており、意外にも社会福祉協議会は最も低い評価結果と

表 4 地域福祉型移動販売事業委託例カード

カード番号	事業委託先	必要条件	委託費額(千円)
1	既存業者	財政措置	250
2	既存業者	財政措置	400
3	既存業者	協力先の確保	250
4	既存業者	協力先の確保	400
5	J A	財政措置	250
6	J A	財政措置	400
7	J A	協力先の確保	250
8	J A	協力先の確保	400
9	生 協	財政措置	250
10	生 協	財政措置	400
11	生 協	協力先の確保	250
12	生 協	協力先の確保	400
13	社 協	財政措置	250
14	社 協	財政措置	400
15	社 協	協力先の確保	250
16	社 協	協力先の確保	400

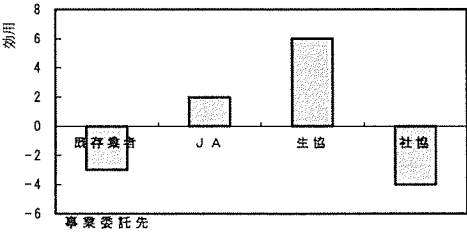


図 4 委託先の要約効用

出所：アンケート調査（2002年11月・2003年1月実施）のコンジョイント分析結果より。

なった（図4）。

これは、地域福祉型移動販売の持つ商品販売活動要素と地域福祉活動要素の2つのうち、まず何よりも商品販売活動要素が重視され、この部分での実績や経験を持たない社会福祉協議会は低い評価となったものと思われる。商品販売活動という点では、J Aも食材の配達などに取り組んできた実績や訪問介護事業への取り組みもみられるが、地域福祉活動という点においては、まだその実績は浅く、ノウハウも十分とはいえない。しかし、生協は、商品販売活動とともに、「コープくらしの助け合いの会活動」⁷等に代表される地域福祉活動についても長年にわたる実績とノウハウを

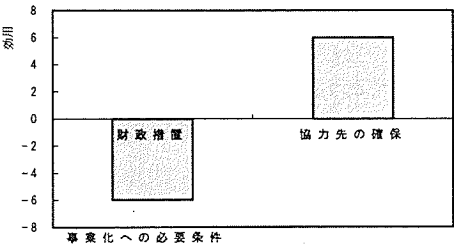


図 5 必要条件の要約効用

出所：図4に同じ。

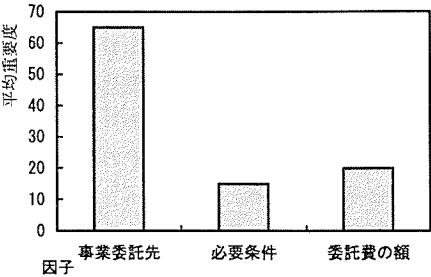


図 6 重要度の要約効用

出所：図4に同じ。

持っている。これらのことから、最も望ましい委託先として生協が評価されたものと考えられる。

次に事業制度化への必要条件では、コンジョイント分析結果においても「国・県の財政措置」よりも「協力先（委託・助成先）の確保」が優先要件となっている（図5）。

先に見たように委託可能金額として「50万円」、「40万円」、あるいは予想以上の高額な委託可能額を上げた町村もあることから、具体的な取り組みに向けては、財源的な要件は予想される程大きな問題ではなく、むしろいかにしっかりと協力先が確保できるかが重要と考えられている。さらに「委託費額」「必要条件（「財政措置」「協力先の確保」）」「事業委託先」では、「事業委託先」が最も重要とされており（図6）、「委託費額」や様々な「必要条件」よりも「委託先をどこにするか」が具体的な事業制度化へ向けての重要要件と考えられている。この結果から、表4に示されるカード番号11および12のプロファイル（「生協・協力先の確保・25万円」「生協・協力先の確保・40万円」）が最適委託モデルと考えられる。

嘱託職員の給与としては妥当な額の設定といえる。

5. 生協への委託による事業制度化のあり方

コンジョイント分析の結果、町村担当者は生協を最も望ましい事業委託先として考えていることが分かった。このため、生協委託方式による地域福祉型移動販売のあり方について、生協（岡山県本部）へのアンケート結果を基にみている。

(1) 地域福祉型移動販売についての認識

地域福祉型移動販売について、福祉型移動販売は「今すぐ必要」、福祉サロン型移動販売は「いずれ必要」とやや違いはあるが、いずれも「必要」と考えている。委託による事業実施については、いずれも「条件によっては取り組んでみたい」としており、自由記述においても「住み慣れた所で最後まで生活できることが何より。そのためには、あらゆる方面からの手助けが必要だと思う。」「移動販売サービスには大賛成であり、このような取り組みはとても大切。」「山間部こそ必要!! 行政、」A、生協あたりが協力し合えば実現できるのでは」と具体的な事業実施に向けて前向きな取り組み姿勢と意欲を示している。福祉型については「話し相手」なども含めて取り組み可能としている。各地区生協の週1回程度の「個配」活動や「訪問介護」「ふれあいサロン」「くらしの助け合いの会活動」等の地域福祉活動に積極的に取り組み、ノウハウと実績を持っている生協においては、こうした回答結果は当然とも思われる。

(2) 事業実施の職員体制および雇用条件

町村行政よりの事業委託金により、生協が受託事業として地域福祉型移動販売事業を実施した場合、その職員体制は、運転手2人、事務職員1人態勢で、いずれも他の業務との兼職、嘱託身分の雇用としている。生協としてこの事業を受託した場合、新たに身分保障のできる職員が3名増員でき、それらが兼職として活動することにより他の生協活動への支援体制も拡大できることとなり、生協としてのメリットは大きいと考えられる。また職員の給与額については、事務職員、運転手ともに月額「10-12万円」程度としており、

6. 中山間地における地域福祉型移動販売事業のあり方

(1) 地域福祉型移動販売事業化への町村の役割

これまでみてきたように、「過疎化や高齢化等これまでに見た現代の農村がかかえる問題が最も顕著に現れている地域である」⁸⁾ 中山間地では地域内に商店が1軒もない集落が増加し、「日常生活用品の確保」という新たな生活問題が現れてきている。この問題は、「表1」から分かるように、特に移動制約者とされる高齢者にとっては大きな生活問題となってきている。このような生活問題をそのままにしておくことは、今以上に中山間地の人口流出を進め、さらに集落の小規模化や消滅という状況に拍車をかけていくこととなる⁹⁾。この結果、高齢者にとっては、単に日常生活が不便であるだけではなく、生活の継続そのものが困難になっていくこととなる。

このような状況を防ぎ、中山間地で生活する特に高齢者の暮らしを守り、支援していくための方法として、地域福祉型移動販売事業に町村行政が取り組んでいくことの意義は大きく、一日も早い取り組みへの具体化が求められている。

こうした取り組みに向けての法律的根拠として2000年6月に成立した社会福祉法がある。この法律は、第1条（目的）で「地域における福祉（以下「地域福祉」という）の推進を図る。」とし、「地域福祉」すなわち住みなれた地域でのいきいきとした暮らしづくりをこれからの福祉支援のあり方と位置づけた。さらに第6条（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）において、「国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施を図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない」と地域福祉推進における行政責務を明記している。このように「国及

び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して」中山間地で生活する高齢者のいきいきとした暮らしづくりに取り組んでいくことが求められている。

和田敏明の「住民生活に密着し、日常的で幅広い内容を持つ地域福祉への取り組みを通して、地域社会に新しい公共をつくり出すことも地域福祉の重要な役割の一つになっていると考えられる」(和田, 2002: 16)との指摘のように、社会福祉法の求める地域福祉の推進を町村行政は責任を持って行い、そのひとつとして中山間地に地域福祉型移動販売という新しい公共をつくり出すという重要な役割が求められているといえる。このことは、保母武彦による、「(中山間地域の)多面的な機能を健全に発現させるためには、たとえ経済効率が低くとも、そこに人間が住み、集落が維持されていることが大切である」(保母, 1996: 137)との指摘のように、経済効率を超えて、行政の責任により、集落維持を図り、住民(高齢者)の生命と生活継続を守る重要な取り組みといえる。

今回の町村行政を対象としたアンケート結果では、3. の(5)でみたように、移動販売が重要になると29町村(80%)が考え、福祉型、福祉サロン型ごとに、29町村(80%)、24町村(66%)と多くの町村がその必要性を感じ、事業の制度化については「今後検討したい」町村が20町村(55%)あり、中山間地での高齢者の暮らしを守る「新たな公共」として実施されていく可能性は高いと考えられる。

(2) 生協の地域福祉型移動販売事業への役割

今回の分析の結果、最も望ましい事業委託先と考えられている生協が、地域福祉型移動販売事業に取り組むことの意味とその可能性についてみる。

1) 生協の地域福祉型移動販売事業への取り組みの可能性と役割

この地域福祉型移動販売事業は、生協の組合員とともに組合員以外の者も含めた取り組み(「員外利用」の福祉事業)となる。中川雄一郎は、こうした地域住民全体を視野に入れた生協の取り組みの重要性について、「生協が『豊かになる』た

めには、まずコミュニティが豊かになり、その住民の『生活の質』が向上することである」(中川, 2000: 204)と、非組合員を含めた地域住民全体を視野に入れた取り組みの必要性を指摘している。また、国際協同組合同盟(ICA)は、協同組合第7原則〈コミュニティへの関与〉において、協同組合は「コミュニティの持続可能な発展のために活動する」として、地域住民の暮らしづくりへの積極的関与の重要性を示している¹⁰⁾。

こうした生協による地域住民全体への福祉事業推進の可能性について、1998年5月「生協・福祉政策検討委員会」答申書(日本生協連)、翌6月「生協のあり方検討会」(当時厚生省設置)報告書が、生協法上の「正当事由」として員外利用を認めることなど条件整備を進めることを厚生省に求めた。これを受けて、1999年3月末、厚生省は員外利用許可のための基準を定め、地域福祉課長通知により都道府県にこれを通知するとともに、消費生活協同組合法の改正を行い、生協の福祉事業への参加のための法制上の条件整備を行った¹¹⁾。このことにより「協同組合は組合員に最大の奉仕をすることを原則とするが、公共性の高い福祉サービスなど正当な事由がある場合、サービス提供を組合員以外の者に行うこと」(成田, 2002: 177)が可能となったのである。

朝倉美江が「協同組合が、生活協同組織を市民と共同して形成し、福祉コミュニティ、福祉社会を形成していくことが、今後の協同組合の再生・展望につながっていくのである。」(朝倉, 2002: 223)と指摘しているように、こうした条件整備を基にして、地域住民が抱える福祉課題・問題の解決に生協として果敢に取り組んでいくことが、これからの生協の「再生・展望につながっていく」ものといえる。また「生協が、福祉サービス・生活福祉サービスを創造し、その提供主体となることによって福祉社会を形成する可能性があり、現実にも福祉社会を実体化しつつある」(朝倉, 2002: 62)という成果もすでに生み出している事実も見のがしてはならない。

2) 生協による地域福祉型移動販売事業のモデル

では、実際に生協が地域福祉型移動販売事業に

表式 1

バンタイプの車両により実施。活動日数 週 5 日程度 対象世帯数(運転手 1 名担当分) 100 世帯, 1 日につき 20~30 世帯程度 (平均 25 世帯)の移動販売〔福祉サロン型を含む〕 (これを 2 名の運転手で実施することにより, 延べ利用世帯数 1,000 世帯/月 1 世帯週当たり 2 回程度の利用) 収益率を 20%とする。	
◇1 ヶ月販売総額: 世帯平均1回購入額	延べ月利用世帯数
2,500,000 円 (2,500 円 × 1000 世帯)	
◇手元に残る収益額:	
500,000 円 (2,500,000 円 × 0.2)	
◇必要経費: 625,000 円	
・車両関係 190,000 円 保険他 ガソリン代 その他 (65,000 円+10,000 円+ 20,000 円)×2 台	
・人件費 415,000 円 運転手(嘱託) 249,000 円 (@166,000 円×1.5 名) [1 名分 166,000 円(本俸 120,000 円, 社会保険他 46,000 円)] 事務員(嘱託) 166,000 円(")	
・諸経費(事務費)20,000 円	
□1 ヶ月実収益額: ▲125,000 円(損益)	
(500,000 円 -625,000 円)	

※「収益率」「車両関係経費」および「世帯平均 1 回購入額」については、実際の業者および利用者の聞き取り調査結果を基とした。

※※「本俸額」および「嘱託」身分は、生協本部のアンケート調査結果を基とした。

但し、職員数の運転手については 1 名の配置とした。

※※※人件費の「社会保険他」部分については、医療保険・厚生年金・労働保険(労災・雇用)の社会保険事業主負担とボーナスを含み計算した。

取り組んだ場合の試算を先のアンケート結果を基に行ってみると〈表式 1〉のようになる。損益月約 12 万 5 千円、年間約 150 万円程度が必要と見込まれるが、これを「介護予防・地域支え合い事業」に位置づけ、先に 4. の(3)でみた町村行政の 1 事業者当たりの年間委託可能金額から、町村負担の委託額を仮に「40 万円」と設定すると、生協としては年間約 160 万円の受託金が見込まれ、十分に損益分は補填可能となる¹²⁾。なお、ここでは 1 町村を事業エリアとして考えているが、実際の生協の活動範囲を考えると、複数の町村にまたがっての事業実施となると考えられ、生協としての収益

額および受託額はこれよりも多くなると見込まれる。

(3) 社協を中心とした連携の必要性

この取り組みは、町村担当者の「委託先や規模、財政面、地域住民の協力、ボランティア等の確保について幅広い連携と調整が必要であろう」との意見からも明らかなように、行政と生協の努力だけでは十分とはいえない。地域福祉型移動販売が、住みなれた地域でのいきいきとした暮らしづくりへつながる事業となっていくためには、地域住民や他の機関・団体・職種の連携が不可欠である。

そのためには、本事業の委託先としては町村行政よりの評価は低かったが、先述の社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」（第109条）と規定され、地域福祉推進の中核団体と位置付けられた社協の役割が重要といえる。こうした活動は、生協には限界があり、社協がその機能を発揮し、行政・生協はもとより、在宅介護支援センター・農協・既存移動販売業者・ボランティア・地域住民等、多様な関係機関・団体・者との調整を行い、それらの連携・協働を図っていくことによって、より広がり効果のある取り組みとなっていくものといえる。

7. 結論

中山間地で生活する人々、特に高齢者の暮らしを守っていくことは今日大きな課題となっており、そのための取り組みの一つとして「日常生活用品の確保問題」の解決がある。この問題の解決には、移動販売業者が重要な役割を果たしていたが、今日ではその安定的・継続的な実施が難しい状況となっている。このため行政の責任として新たな公共的取り組みが求められ、特に地域福祉の視点からの取り組みが必要となっている。その取り組みである「地域福祉型移動販売」（「福祉型移動販売」と「福祉サロン型移動販売」）の確立方法を町村行政等へのアンケート調査結果を基に考察した。

今回の調査結果からは、アンケートに回答した8割の町村行政が、本事業化に向けての「重要性」を認識し、「福祉型移動販売」については8割、「福祉サロン型移動販売」については7割の町村が「必要」と考えていることが分かった。さらに町村行政としての事業制度化については、約6割の町村が検討の意向を示している。日々生活問題が深刻さを増し、問題解決への具体的な取り組みが求められている中山間地の現状においては、具体的な検討意向を示した町村や、「今すぐ必要」と回答した町村を中心として、早期に事業開始を図っていくことが必要であり、その可能性が、今回の調査結果から見えてきたように思える。

そのための取り組み方法のひとつとして、今回

示した生協への委託方式は、生協の持つノウハウと実績をいかした取り組みとして、また民間社会資源を活用した取り組みとして有意義である。成田直志氏が「生協も含めた協同組合福祉の独自の性格をいかした福祉の取り組みは、これからの社会福祉のあり方やシステムを考える際の、新たな視点を示しているということもできるだろう」（成田、2002：179）と指摘しているように、これからの社会福祉のあり方やシステムについての一つの提示ともなる試みといえ、何よりも生協自身がその取り組みに前向きな姿勢を示していることの意味は大きい。またこの取り組みは、町村行政と生協の取り組みだけでは十分ではない。地域福祉推進の中核団体である社協を中心として、福祉・医療・保健の専門機関・団体やJA等の民間団体、ボランティア、地域住民等、多様な機関・団体・者の連携・協働も必要であることも忘れてはならない。

筆者達は、こうした「地域福祉型移動販売」の確立に向けて、高齢化率35%を超えた岡山県内のある地域において、試行的な取り組みを開始している。その利用者へのアンケート調査の結果、約9割の利用者が利用して「良かった」と回答しており、取り組みへの手ごたえを感じている。しかし、「実施回数が少ない」「開始時間が早い」「購入品を家まで持って帰るのに困る」などの意見もあり、今後の検討課題もみえてきている。こうした課題を踏まえ、地域福祉型移動販売確立への考察を今後さらに深めていきたい。

注

- 1) 小坂田ほか（2002）の17頁、18頁において、筆者達が岡山県内の移動販売利用者および業者を対象に行った調査結果を基に、移動販売利用者の7割強が日常生活用品の主たる購入方法が移動販売であり、移動販売への依存率の高いことを明らかにした。
- 2) 小坂田ほか（2002）の21頁、25頁において、業者による移動販売の停止、消滅あるいは業者の行かない地域の出現を予測して、これを行政が在宅福祉サービスと位置づけた「新たな移動販売」として事業化していくことを提起した。この事業は、単なる従来型の移動販売ではなく、地域福祉の観点から、話し相手や安否確認などの福祉活動も行う「福祉型移動販売」と閉じこもり防止による介護予防をめざした「福祉サロン型移動販売」の2つの活動内容を持つ「地域福祉型移動販売」として開発してい

くことの必要性を提示した。

- 3) 小坂田ほか(2002)の18頁, 20頁において, 現状のままでは, 業者の高齢化等の要因により, 移動販売は10年以内(早い業者は「2, 3年以内」)に消滅していく可能性が高いことを明らかにした。
- 4) 要支援・要介護状態の予防を目的として, 介護予防事業や外出支援サービス, 配食サービス, 高齢者食生活改善事業, 地域住民グループ支援事業などの国庫補助事業である。(昨年度までの「介護予防・生活支援事業」を改称。国1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4の負担割合)
- 5) 小坂田ほか(2002)の23頁において, 移動販売を委託事業化し, これを「介護予防・地域支え合い事業」として位置づけた場合の市町村の負担分は, 1業者当たり年間42万円が見込まれることを試算した。
- 6) コンジョイント分析とは, 複数の評価項目(因子)を組み合わせたプロファイルを作って, それを調査回答者が最も適当と考えるものから順番に並べ替えて(順位をつけて)もらい, その順位データをもとに, 各評価項目に対して回答者が本来考えている効用値(重要度値)を明らかにしていく分析方法である。「要約効用」とは, この評価項目ごとに得られる効用値のことである。これにより, 回答者が商品やサービス等を選ぶ場合に最も重視している評価項目や最も適当な項目の組み合わせ, 項目組み合わせごとの評価程度を把握することができる。
- 7) 1983年にコープこうべ(元灘神戸生協)に誕生。各家庭に入り個別ニーズに応えるとともに新たなニーズを発見し, ふれあい食事会や食事サービス, ふれあいサロンなど様々な新しい福祉活動を生協に生み出していく基盤の活動となっている。
- 8) 農林統計協会編(2002)の252頁による。中山間地では, 人口の社会減, 自然減ともに生じており, 過疎化が深刻であるとともに, 基幹的農業従事者に占める高齢者の割合が平地農業地域に比べ高くなっている(平成12年55.2%)。
- 9) 農林統計協会編(2002)の248頁, 253頁による。国土庁(現国土交通省)「過疎地域等における集落再編成の新たなあり方に関する調査」(平成11年12月調査)によれば, 今後消滅の可能性のある集落は調査対象集落の約4%に達しており, 中国, 四国, 九州でこのうちの約6割を占めている。
- 10) 国際協同組合同盟(ICA)は, 1995年9月のマンチェスターICA全体総会において, 協同組合がその価値を実践に移すための指針である7つの原則を決定し, その第7原則「コミュニティへの関与」において, 「協同組合は, 組合員によって承認された政策を通じてコミュニティの持

続可能な発展のために活動する。」としている。

- 11) 消費生活協同組合法第12条3項において, 「組合は, 組合員以外の者にその事業を利用させることができない。ただし, 厚生労働省令で定める正当な理由がある場合又は当該行政庁の許可を得た場合は, この限りでない。」として「ただし書き」により介護保険事業などの福祉サービスへの参加整備を行った。
- 12) 「介護予防・地域支え合い」事業の負担割合から, 国80万円, 県40万円, 町村40万円(年間160万円)の負担による委託事業となる。

引用・参考文献

- 1) 朝倉美江著「生活福祉と生活協同組合福祉」同時代社, 2002年, 62頁, 223頁。
- 2) 阿部誠「今日の中山間地問題と地域づくりの課題」中嶋信・橋本一編「転換期の地域づくり」ナカニシヤ出版, 1999年, 188頁, 206頁。
- 3) 小坂田稔・佐藤豊信「地域福祉の視点から見た中山間地における移動販売の新たな役割」農村生活研究, 第46巻第4号, 2002年, 15頁, 27頁。
- 4) 中川雄一郎「福祉社会と生協運動」中川雄一郎編「生協は21世紀に生き残れるのか」大月書店, 2000年, 174頁, 206頁, 204頁。
- 5) 成田直志「民間非営利組織, 生協」和田敏明編著「地域福祉の担い手」ぎょうせい, 2002年, 165頁, 179頁, 177頁, 179頁。
- 6) 保母武彦「内発的發展論と日本の農山村」岩波書店, 1996年, 137頁。
- 7) 前川俊清「条件不利と言われる中国地方の地理的特徴の有利条件」荒木幹雄編著「中山間地域の再生と持続的發展」養賢堂, 2001年, 27頁, 50頁, 45頁。
- 8) 山本努「現代過疎問題の研究」恒星社厚生閣, 1996年, 3頁。
- 9) 和田敏明「広がる地域福祉の担い手の役割分担と協働」和田敏明編著「地域福祉の担い手」ぎょうせい, 2002年, 3頁, 21頁, 16頁。
- 10) 過疎対策研究会編「過疎対策データブック」丸井工文社, 2002年。
- 11) 農林統計協会編「図説食料・農業・農村白書(平成13年度版)」農林統計協会, 2002年。
- 12) 日本生協連ホームページアドレス
<http://www.co-op.or.jp/jccu/>

(2003年6月12日受理)